

事故報告(注意喚起)

九州地方整備局 港湾空港部
工事安全推進室

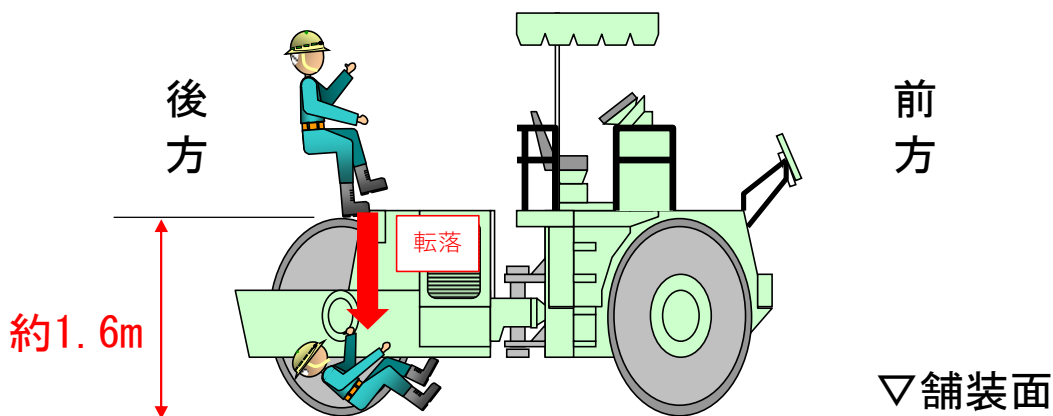
管内事務所の工事で発生しました事故について、事故発生の原因及び再発防止対策を取りまとめましたので情報提供致します。

I. 事故概要

発生日時： 令和8年3月4日(水) 1時55分
作業内容： アスファルト舗装工 表層(新設滑走路本体部)施工
被災状況： 左寛骨臼骨折、左橈骨遠位端骨折

II. 事故発生状況

- ・ 朝礼時、元請から全作業員へ「前日の降雨で地盤が濡れているため重機に付着した泥で舗装面を汚さない」ことを指示した。その後、KY活動で、一次下請の職長からローラのオペレータを含む舗装施工班の全作業員に対し、前述の指示を伝達した。
- ・ アスファルトフィニッシャー及びダンプトラックの配置完了後、マカダムローラ・タンデムローラ・タイヤローラは重機置き場から施工箇所まで自走で移動した。
- ・ 3台のローラ(マカダムローラ・タンデムローラ・タイヤローラ)が施工箇所付近まで移動した後、マカダムローラのオペレータは、エンジンを切り、付着した泥を取り除くため、後輪のローラの上(地上から約1.6m)に乗りスコップで清掃を行っていたところ、足を滑らせ舗装面に転落し負傷した。



事故発生時の状況

Ⅲ. 事故発生の原因

- 1) ローラ清掃作業における単独作業の禁止や複数名での実施について、作業手順書に記載しておらず、口頭指示もしていなかった。【作業手順の不備、危険認識不足、指示不足】
- 2) 被災者は、ローラ清掃を行う際は慣習的にローラ上に乗って実施しており、事故当時までこの行為について注意されることもなかった。【作業手順の不備、慣れによる危険認識不足、相互確認不足】
- 3) アスファルト舗装舗設開始から約20分後にローラで転圧を開始するという作業計画であったため、ローラ側に時間的な余裕がないことから、被災者は急いでローラ清掃を済ませようとして焦りが生じた。【作業手順の不備、焦りによる注意不足】

Ⅳ. 再発防止対策

- 1) 重機置き場から施工箇所までのローラ（3台）の移動は、アスファルトフィニッシュと同じタイミングにして、ローラオペレータ（3人）が運転手・手元・監視員の役割分担を決めて、地上からの清掃作業を行うことを遵守する。【ローラの清掃作業手順書の追加、遵守徹底】
- 2) 舗装開始前までにローラ清掃を余裕をもって行うことができる舗装作業計画書の策定を徹底させる。【時間的無理のない舗装作業計画書（ローラ清掃含む）策定の徹底】
- 3) マカダムローラの運転席後部から後方のローラの上に移れないよう、メッシュネット（25mm目、ポリプロピレン製）を設置し立入禁止措置を講じる。【物理的な立入禁止措置の徹底】
- 4) 安全教育（訓練含む）や店社安全パトロールを通じて下記を行う。
 - ・全作業員（元請・下請）に対し、作業手順書や作業計画にない作業の禁止を徹底。
 - ・現場責任者（元請）により作業開始前の点検・監視及び指導の徹底。
 - ・安全教育、店社安全パトロール結果を都度発注者へ報告。【安全教育の徹底】